



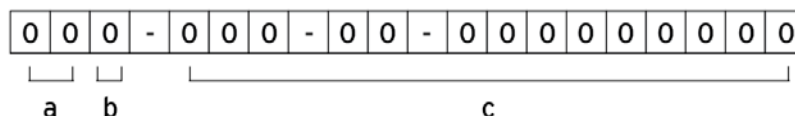
VAT請求書の署名者に関する通知 (VAT請求書に関する国税総局規則No.PER-24/PJ/2012の周知)

すでにご存知かもしれませんが、国税総局（DGT）からVAT請求書に関する新しい規則である2012年11月22日付国税総局規則No.PER-24/PJ/2012と2013年4月1日付けで施行されるその実施規則である国税総局（DGT）回状のSE-52/PJ/2012が発行されました。

この規則は、VAT請求書の準備に関して新しい手引きを提供しています。重要な変更はVAT請求書の番号記載の方法及び連番の形式についてです。この規定が実施されると、VAT請求書に記載する連番が、税務署から発行されることとなります。

税務署より与えられるVAT請求書に記す新しい連番の形式は次のようになります。

- a.最初の2桁は取引コードです。
- b.次の桁はステータスコードです。
- c.残りの桁は11桁の連番と2桁の発行年を含んだVAT請求書の連番を表しています。



国税総局（DGT）よりVAT請求書の連番は次のような納税者にのみ付与されます。

- 1.VAT課税対象企業の再登録が、税務署によって実施された。
- 2.住所が実態に応じて更新された（もし住所の変更があった場合）。
- 3.起動コードとパスワードの申請を提出する前に、通知書/承諾書に身分証又はパスポートの公式なコピーと署名のサンプルを添えて、再提出した納税者
- 4.2013年の3月1日より提出可能な起動コードとパスワードの申請の提出した納税者
- 5.Emailでパスワードの通知を受領した納税者
- 6.VAT請求書の連番の申請を提出した納税者
- 7.VAT請求書の連番の申請を提出した時に、正確な起動コードとパスワードを入力した納税者
- 8.税務署に申請書が提出される前に最近の3ヶ月のVAT申告書を提出した納税者

これに従い、VAT請求書の署名者の通知書を、身分証又はパスポートの公式コピーと、署名のサンプルを添えて、遅くとも**2013年3月31日**までに提出すべきです。この通知書と身分証又はパスポートの公式なコピーがない限り、VAT請求書は不備のあるVAT請求書と看做され、事務手続きに関する罰金としてVAT額の2%が課されます。また、そのようなVAT請求書は、インプットVATとして相殺することができません。

税務情報の収集 (2013年1月4日 付けの財務省規則PMK.03/2013)

財務省は税金に関するデータと情報の収集の枠組を提供する政令2012年第31号の実施規則を発行しました。データを収集する細かなメカニズムの説明に加えて、当該規則は国税総局 (DGT) にデータと情報を提供することを求められている、13の政府機関、私的機関、協会、その他組織の最初のリストを提供しています。そこには、(1)Direktorat Jenderal Anggaran(予算総局);(2)Direktorat Jenderal Perbendaharaan(財務省);(3)Direktorat Jenderal Bea dan Cukai(関税総局);(4)Direktorat Jenderal Perimbangan Keuangan(歳入配賦総局);(5)Badan Kebijakan Fiskal(財政政策庁);(6)PT Pelabuhan Indonesia 1(Persero : 国営企業I);(7)PT Pelabuhan Indonesia II (Persero : 国営企業II);(8)PT Pelabuhan Indonesia III(Persero:国営企業III);(9)PT Pelabuhan Indonesia IV(Persero : 国営企業IV);(10)BKPM(投資調整庁);(11)Kementerian Dalam Negeri(内務省);(12)Otoritas Pelabuhan Kementerian Perhubungan(交通省港湾局);そして(13)Bank Indonesia(インドネシア中央銀行)が含まれています。

当該規則は、国税総局 (DGT) に提出するデータ及び情報の書式及び詳細な種類、及びスケジュールを添付資料に含んでいます。2013年5月1日より担当の公務員は、データ及び情報を電子媒体を介して決められた税務署員に提供すべきです。規則によれば、資料や情報は、個人または会社からのビジネス活動または独立個人サービスを含む、個人または会社の所得及び・または資産を示唆する、手紙、書類、本又は、ノート及び記述の形での、数字、文字、単語、及び・またはイメージであると定義されています。この規定は、発行日である2013年1月4日のより有効となります。

国税通則法の第16条の税務通知の改訂 (2013年1月2日付け財務省規則11/PMK.03/2013)

この規則は、国税通則法 (「UUKUP」またはKUP法) の第16条に定められている、税法上の一定の条項の適用間違い、記載間違い、計算間違いに関するいくつかの税務通知を修正する手続きを提供しています。この規定は2011年政令74号の条項にある現行の手続きと整合をとるために発行されました。新しい手続きの概要は次の通りです。

- ▶ この規則は、修正可能な誤りの詳細な分類を提供しています。
- ▶ 国税総局 (DGT) のウェブサイト(www.pajak.go.id)又はアプリケーションサービス業者(ASP)を通じて、申請書を電子媒体を介して提出することが可能となりました。納税者は提出時に電子レシートを受領します。この提出手続きを「イーファイリング」と呼びます。
- ▶ 申請書は規則に準じて提供される定型のものです。
- ▶ 国税総局 (DGT) が修正の決定書を6ヶ月以内に発行します。もしそれを過ぎれば、申請書は国税総局 (DGT) によって承認されたものとみなされます。
- ▶ 納税者は査定書に対して同時に修正及び異議申し立てを申請することができます。修正申請に対する決定は、異議申し立ての決定とは別々に発行されます。
- ▶ 国税総局 (DGT) は相互協議(MAP)の結果をもとに、職権にもとづき修正できます。
- ▶ 納税者は修正書の発送日から3ヶ月以内に職権に基づく修正に異議申し立てをすることができます。
- ▶ 2007年度およびそれ以前の年度は、もし決定に明らかな誤りがあれば、国税総局 (DGT) は職権に基づき異議申し立ての決定書に対して修正することが許されています。この場合、納税者は異議申し立て決定書に対して控訴できません。さもなければ、控訴申請は不受理との決定がなされます。

この規則は財務省規則NO.19/PMK/03/2008を廃止とし、2013年3月1日に有効となります。以前のものよりも手続きがより詳細に規定されているため、読者が新しい手続きを理解することは重要です。

支払われるべきではなかった
税金の還付手続き(2013年1月2
日付け財務省規則10/
PMK.03/2013)

財務省は支払われるべきでなかった税金の新しい還付手続きに関する規則を発行しました。その新しい規則は政令2011年第74号と手続きの整合をとるものです。例えば、還付申請は照合手続きで取り扱われます。以前の規則に比べていくつかの改善があると認識しています。例えば、税務番号(NPWP)の取得の必要の無かった会社または個人は、源泉税から還付を請求し、税金過払い査定書入手することができます。また、インドネシアに恒久的施設を有する外国納税者は、源泉税の還付を恒久的施設を介して申請することができます。この規則は、税金の還付を受けるためのより特定の要件を提供しています。残念ながらこの規則は以前の規則と同じで、申請に対しての返答の期限を規定していません。支払われるべきではなかった税金の還付をしたい読者は、この特定の状況を認識して、今回の規則で決められた適切な還付手続きをもちい、税金還付を確実なものとするを推奨します。この規則は2013年2月1日から施行され、以前の財務省の規則を廃止するものです。

異議申し立て申請手続き (2013
年1月2日付け財務省規則9/
PMK.03/2013)

財務省は税務上の異議申立手続きの新しい規則を発行しました。この規則は政令2011年第74号に沿った手続きを提供することを意図したものです。手続きの変更の概要は以下のようになっています。

- ▶ この規定は異議申立申請書の“イーファイリング”と呼ばれるオンラインでの提出を導入したものです。
- ▶ 納税者は損失額、税額、源泉税の内容を含む税務査定書の内容に対してのみ異議申し立てできます。上記の異議理由以外については認められません。
- ▶ 納税者は規則にある異議申立書の書式を使わなければなりません。
- ▶ 納税者がオリジナル査定書に対して異議申立を提出する前に発行された査定書への修正は、異議申立書の提出期限が延長されます。これは、一つの不可抗力と解されます。
- ▶ もし、異議申立書が公式の必要要件を満たしていなければ、異議申立は考慮されず、国税総局(DGT)は異議に対しての決定書を発行しません。異議申立申請書が公式の必要要件を満たしていないという通知書は決定ではないので、税務裁判所に控訴することはできません。
- ▶ 納税者は規則にある書式を使って、異議申立申請を取り下げることができます。国税総局(DGT)は、取り下げに対しての承認又は否認を規則に記載されている書式に基づき書面とする義務があります。
- ▶ もし、納税者が異議申立申請を取り下げたなら、査定書の取り消しや減額を申請することはできません。
- ▶ 国税総局(DGT)は第三者に税務争議となっている点についての説明や証拠を依頼することができます。
- ▶ 納税者は異議申し立ての手続きの中で、源泉徴収税の証拠の原本を提供すべきです。
- ▶ もし納税者が異議申立及び相互協議を同時に申請し、相互協議の合意が異議申立の期限までに得られない場合は、査定書の税務指摘項目に基づいて国税総局(DGT)は異議申立決定書を発行します。さもなければ、相互協議は異議申立決定書にて考慮されるべきです。
- ▶ 異議申立の前に支払われていない税金の50%の事務手続きの罰金は、次の場合には適用されません。
 - ▶ 納税者が異議申立申請を取り下げた場合
 - ▶ 公式な要件を満たしていないために異議申立申請が考慮されない場合
 - ▶ 納税者が異議申立決定書に対して、税務裁判に控訴する場合

この規則は以前の規則を廃止するものであり、2013年3月1日から有効となります。以前の規則より手続きがより詳細に規定されておりかつ洗練されているため、読者がこの新しい手続きを理解することは重要です。

事務手続きの罰金の減額または取り消し、及び査定書及び徴税書の修正または取り消しの手続き (2013年1月2日付け財務省規則8/PMK.03/2013)

この規則は、国税通則法（「UUKUP」またはKUP法という）の第36条に定められている、事務手続き上の制裁を減額または取り消しするため、または査定書及び徴税書の修正または取り消しのための新しい手続きを提供しています。この規則は現在の政令2011年第74号と整合をとるものです。この規則の概要は以下のとおりです。

- ▶ 申請書は、国税総局（DGT）のウェブサイト(www.pajak.go.id)又はアプリケーションサービス業者(ASP)を通じて、電子媒体を介しての提出することが可能となりました。納税者は提出時に電子レシートを受領します。この提出手続きを「イーファイリング」と呼びます。
- ▶ 納税者は1つの申請のみでき、同時に複数申請することはできません。それゆえ、国税通則法の第36条のもと撤回や減額を求める納税者は、最適な選択肢があるのかどうかの選択を再考することが大切です。
- ▶ この申請は減額または取り消しを申請している税金の支払い又はペナルティの支払いを遅らせません。
- ▶ 国税総局（DGT）は申請書を受領してから6ヶ月以内に、申請に対する決定書を発行しなければなりません。もし国税総局（DGT）が6ヶ月以内に決定書を発行しなかった場合は、申請は受け入れられたとみなされ、国税総局（DGT）は決定書を発行しなければなりません。
- ▶ 事務手続き上の制裁の減額は2011年12月31日から2013年12月31日までの間遡及して適用されます。

この規則は以前の規則を廃止するものであり、2013年3月1日から有効となります。以前のものより手続きがより詳細に規定され、かつ洗練されているため、読者がこの新しい手続きを理解することは重要です。

2013年度に政府が負担する輸入関税の優遇措置 (2013年1月2日付け財務省令7/PMK.011/2013)

この規則は公共の利益のための商品及び・またはサービスを満たすために、大衆によって消費される、消費者保護する、特定産業のローカル業者の競争力に貢献する、労働力を吸収する、国家収入を増やすための目的で特定産業による輸入に対する輸入関税を政府が負担する税務優遇措置を提供するものです。この規則は税務優遇措置を政府から取得するための詳細な手続きについても規定しています。この税務優遇措置の有効期限は2013年12月31日までです。

天然ガスはVATの対象ではありません。(2012年12月28日付け財務省令252/PMK.011/2012)

この規則はVATが鉱業や掘削業の未加工の製品に対しては課されないという原則に基づいてVATの対象とならない天然ガスの種類を定義しています。パイプラインを経て供給された天然ガス(LNG)、液化天然ガス、圧縮天然ガス(CNG)、消費のために缶に入れられた液化石油ガス(LPG)は、VATが課されない天然ガスには含まれません。

源泉徴収税21条の新しいテクニカル指針 (2012年12月27日付け国税総局規則PER-31/PJ/2012)

2012年12月27日に国税総局（DGT）は2013年1月1日施行の源泉所得税21条に関する新しいテクニカル指針を出しました。この変更は財務省規則No.162/PMK.011/2012とNo.206/PMK.011/2012に規定されている非課税上限額の調整がきっかけとなりました。非課税収入の変更の要約は以下のようになります。

- ▶ 納税者に対しての非課税上限額は今は年間24,300,000ルピア（又は月額2,025,000ルピア）と妻と扶養者一人につき年間2,025,000ルピア（又は月額168,750ルピア）です。
- ▶ 非常勤労働者に支払われる賃金に対する非課税額の上限は、1日150,000ルピアから200,000ルピア又は一ヶ月1,320,000ルピアから2,025,000ルピアへ増額されました。
- ▶ 賃金への累進課税税率適用の上限は、一ヶ月6百万ルピアから7百万ルピアへ増額されました。これは、一ヶ月7百万ルピアより低い賃金には一律5%の税率が適用されるという意味です。

この規則は、国税総局（DGT）のNo.PER-57/PJ/2009によって修正されたNo.PER-31/PJ/2009を廃止するものです。

輸入又は他の事業活動に対する源泉徴収税22条の変更(2012年12月26日付け財務省規則224/PMK.011/2012/及び2013年1月31日付け国税総局回状SE-02/PJ/2013)

財務省は輸入及びその他の事業活動に関する所得税法22条に基づく所得税の徴収について、財務省規則No.154/PMK.03/2010の修正として新しい規則を発行しました。株式の全てまたはほとんどを直接に政府が保有している国営企業は、商品購入の際に所得税法22条の徴収者として任命されました。この規則はまた、製薬会社、自動車の占有代理店(ATPM)ブランドホルダーの代理店(APM)、自動車の輸入業者にも、国内売上に対しての所得税法22条の徴収を求めています。

所得税法22条の徴収に関して、防衛省または軍に選出された国家防衛のための国境のデータや空中写真、港湾サービスのための国営企業による特定船の輸入、川や湖の輸送サービスに関する企業など、いくつかの例外が認められています。この規則は発行後60日で施行されます。

特徴をもつ課税商品に対する税務請求書の発行に関するタイミング(2012年12月26日付け財務省規則238/PMK.03/2012)

この規則は、特別の性質をもつ課税品を配達する特定納税者に対して、以下のような特別な例外を提供します。

- ▶ 国内又は国際的な市場のインデックス・または標準価格に従って販売価格が変動するもの。
- ▶ 通常の状態の配達時又は輸送の過程で製品の質や内容が変化し得るもの。
- ▶ 通常の状態の配達時又は輸送の過程で製品の量が変化し得るもの。

この規則では、鉱物含む鉱業製品及び化学製品の濃縮が、特別の性質がある課税対象品の分類として規定されています。

特定の原因による販売価額の潜在的変化をこの規則は認めているようです。この理由のため、規則は、潜在的な価格変化に関する販売者と購入者の間での合意を明確に販売契約書に定義するようにもとめています。特定の性質の課税対象物を配達した際の税務請求書は、遅くとも、配達による収入が最終的に確定されたときに発行されます。しかし、もしその前に支払いが受領された場合、税務請求書は支払いの受領時に発行されるべきです。この規則は立法の30日後に施行されます。

貸倒引当金の税務控除(2012年12月21日付け財務省規則219/PMK.011/2012)

財務省は貸倒引当金の税額控除に関する規則No.81/PMK.03/2009を修正しました。新しい規則によれば、Lembaga Pembiayaan Ekspor Indonesia PT Perusahaan Pengelola Asetとインフラ整備プロジェクトに資金提供をするインフラ資金会社は貸倒引当金について税額控除をすることができます。この規則はPT Permodalan Nasional Madani(Persero: 国営企業)の貸倒引当金の税額控除に関しての決定を修正しました。この規定は2012年度からの施行されています。

大規模納税者税務署(LTO)、ジャカルタ特別税務署、及び中規模納税者税務署(MTO)の再編成(2012年12月17日付け国税総局規則PER-28/PJ/2012)

国税総局(DGT)は大規模納税者税務署、ジャカルタ特別税務署、中規模納税者税務署の体制を再構成しています。大規模納税者税務署には現在4つの税務署があり、2つが私企業、2つが国営企業向けです。ジャカルタ特別税務署には現在8つの税務署があり、1つは上場会社向け、6つは外国投資会社向け、1つは恒久的施設及びジャカルタエリアの外国人向け、1つは石油ガス事業の納税者向けです。上記の税務規則は2013年1月1日から施行となります。

第一世代石炭作業契約に対するVAT (Berita Negara Republik Indonesia 2012年No.1255 -2012年12月6日付け財務省規則194/PMK.03/2012)

2012年12月6日に、財務省は、第一世代石炭作業契約に対する販売税、VAT、およびまた奢侈税の徴収、支払、報告の取り扱いに関する規則No.194/PMK.03/2012を発行しました。この規則は2013年1月1日より施行となります。第一世代石炭作業契約の請負業者は、PT.Arutmin Indonesia PT.BHPKendilo Coal Indonesia, PT Kaltim Prima Coal, PT. Kideco Jaya Agung, PT.Adro Indonesia and PT. Berau Coalです。

この規則は請負業者の現行のVAT処理に大きな変更をもたらします。この規則においては、請負業者は自ら徴収し、支払い、そして請負業者のベンダーから提供されたサービスに関する販売税を報告する義務があります。特にPT. Berau Coalに対しては、自ら徴収し、支払い、そして商品の購入に対する販売税を報告する義務が課されています。販売税の利率は1%から5%です。報告のために、規則は請負業者のための販売税申告を導入しており、この報告は販売税を生じる出来事の月の翌月の月末に提出されることとなります。販売税は、販売税を生じる出来事の月の翌月の15日までに支払われます。

この規則のもとでは、請負業者に提供される商品またはサービスの引渡しに対するVATと奢侈税は徴収されません。それゆえ、請負業者へのベンダーは課税対象物品および・又はサービスの引渡しの際に税務請求書を発行する必要があります。しかし税務請求書は“VAT AND/OR LUXURY SALES TAX(PPnBM) IS NOT COLLECTED BASED ON MoF REGULATION NUMBER...”と記載されたスタンプと一緒に発行されます。

年次確定申告提出手続き (2012年12月5日付け国税総局規則PER-26/PJ/2012及び2012年12月5日付けDGT 国税総局回状SE-55/PJ/2012)

2013年1月1日から国税総局 (DGT) は年次所得税申告書の提出の手続きを変更しました。新旧手続きにおける主要な変更は次のとおりです。

- ▶ 年次所得税申告書を税務署、税務カウンター (“Pojok Pajak”) 税務カー (“Mobil Pajak”) またはドロップボックスに直接提出する納税者は、密封した封筒又はその他のパッキングをする必要はありません。
- ▶ e-SPT様式の年次所得税申告書は、直接納税者が登録されている税務署に提出する必要があります。以前は過払いの税務申告や修正申告又は締め切り後の申告書の提出において同じ手続きが適用されていました。
- ▶ e-SPTの様式で申告書を提出する納税者は、e-SPTが完全に作成されており、書面の申告書とも整合がとれていて、かつ書面と一緒に提出されなければなりません。そうでなければ税務申告書は不備があるとみなされ提出されていないものとみなされます。
- ▶ もし納税者が誤った税務番号を申告書に記載していたことを税務署が見つけた場合には、税務署は確定申告書受領に対する修正レターを発行します。
- ▶ この規則は納税者の場所または税務署のドロップボックスサービスを通じて税務署が、申告書を集散的に受領する手続きを提供します。

PER-26/PJ/2012は年次所得税申告書に添付する資料・情報のリストを記載していません。この規則により以前の規則は廃止されます。

Our Values

Who we are :

At Ernst & Young, everything starts with our people

- ▶ People who demonstrate integrity, respect and teaming
- ▶ People with energy, enthusiasm and the courage to lead
- ▶ People who build relationships based on doing the right thing

What we stand for:

Achieving Potential - Making A Difference

We are committed to helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

Sectors we serve in Indonesia

- ▶ Banking & capital markets
- ▶ Asset management
- ▶ Insurance
- ▶ Power & utilities
- ▶ Mining & metal
- ▶ Oil & gas
- ▶ Media & entertainment
- ▶ Telecommunications
- ▶ Technology
- ▶ Public infrastructure
- ▶ Transportation
- ▶ Real estate
- ▶ Consumer products
- ▶ Pharmaceuticals
- ▶ Plantation
- ▶ Industrial & manufacturing
- ▶ Automotive
- ▶ Government & public sector
- ▶ Not-for-profit organizations

Contact us

Name	Title	Phone	Mobile	E-mail
Ben Koesmoeljana	Leader, Tax Services Technical Advisor	+62 21 5289 5030	+62 819 0569 8899	ben.koesmoeljana@id.ey.com

A. Business Tax

Name	Title	Phone	Mobile	E-mail
Dodi Suryadarma	Partner	+62 21 5289 5236	+62 815 10000 490	dodi.suryadarma@id.ey.com
Yudie Paimanta	Partner	+62 21 5289 5585	+62 816 893 687	yudie.paimanta@id.ey.com
Santoso Goentoro	Partner	+62 21 5289 5584	+62 816 893 648	santoso.goentoro@id.ey.com
Bambang Suprijanto	Partner	+62 21 5289 5060	+62 811 326 597	bambang.suprijanto@id.ey.com
Nathanael Albert	Executive Director	+62 21 5289 5265	+62 811 950 926	nathanael.albert@id.ey.com
Sri Rahayu	Senior Advisor	+62 21 5289 5485	+62 816 883 281	sri.rahayu@id.ey.com

B. Transaction Tax

Name	Title	Phone	Mobile	E-mail
Lam Prasetya Halim	Partner	+62 21 5289 5591	+62 813 8880 0668	prasetya.h.lam@id.ey.com
Triadi Mukti	Director	+62 21 5289 5090	+62 816 186 0037	triadi.mukti@id.ey.com

C. Indirect Tax

Name	Title	Phone	Mobile	E-mail
Iman Santoso	Partner	+62 21 5289 5250	+62 811 884 267	iman.santoso@id.ey.com
Elly Djoenaidi	Partner	+62 21 5289 5590	+62 816 893 689	elly.djoenaidi@id.ey.com

D. Human Capital

Name	Title	Phone	Mobile	E-mail
Kartina Indriyani	Executive Director	+62 21 5289 5240	+62 811 868 336	kartina.indriyani@id.ey.com
Henry Tambingon	Executive Director	+62 21 5289 5033	+62 899 229 0009	henry.tambingon@id.ey.com

E. International Tax/ Transfer Pricing

Name	Title	Phone	Mobile	E-mail
Peter Ng	Technical Advisor	+62 21 5289 5228	+62 815 1800 790	peter.ng@id.ey.com
Rachmanto Surahmat	Senior Advisor	+62 21 5289 5587	+62 816 829 074	rachmanto.surahmat@id.ey.com
Jonathon McCarthy	Director	+62 21 5289 5599	+62 812 2350 9511	jonathon.mccarthy@id.ey.com

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 167,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

For more information about our organization, please visit

www.ey.com/id

© 2013 PT Ernst & Young Indonesia
All Rights Reserved.

For other services contact:

Business Development Program Office
Tel. +62 21 5289 5672/ 5136/ 5138
indonesia.bdpo@id.ey.com

Indonesia Stock Exchange Building
Tower 1, 13th Floor
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190